

議案第 56 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表 150 の項事務の欄中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同表 150 の 2 の項事務の欄中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同表 155 の 7 の項事務の欄中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同表 155 の 8 の項事務の欄中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。